

<米国判例補足>

取り上げるべき判例についてご指摘をいただきましたので、以下を追加で紹介します。

1. Viacom 対 Google (YouTube)

- ・2007年3月、米国のメディア・グループ Viacom は、YouTube が不正アップロード動画を容認していることが著作権侵害を促しているとして YouTube 及び親会社である Google に対し 10 億ドルの損害賠償請求を行った。
- ・Google 側は、DMCA のセーフハーバー条項によって自らが責任を免れることができると主張していた。
- ・2010年に地方裁判所は Google 側の主張を認めた。(著作権を侵害しているコンテンツは著作権者が特定しなければならない)
- ・2013年の控訴審判決においても地裁と同じ判断が下された。
- ・2014年3月18日、和解。

2. Aereo 事件

- ・2012年3月、テレビ無線受信機(何千本ものアンテナ基盤)、遠隔デジタルビデオレコーダーおよびビデオ送信設備を備え、テレビ番組を様々なデバイスでライブ及び録画視聴できるサービスを提供していた Aereo に対し、ABC 等複数の放送局がサービスの差止請求を申立てた。
- ・2012年4月、地方裁判所は、Aereo が「公の実演権」を侵害したことを原告らが疎明していないとして原告の請求を認めなかった。(ユーザー自らに対して送信しているにとどまるから、原告の公の実演権を侵害していない)
- ・2013年の控訴裁判所も地裁の判断を支持した。
- ・2014年6月、Aereo 逆転敗訴!

<ゼミ生の意見>※一部

自炊代行事件高裁判決と併せ、以下のような意見がありました。

- ・自炊代行事件高裁判決に対しては好意的な意見が多かった。
※理論的に支持というより被告が自炊禁止の筈の作者の作品も自炊していたこと等、被告のサービス提供の実態に対するゼミ生の印象がよくなかったように感じました。
- ・著作権法が、国民の私的行為を広く制限する一方で、分かりにくい条文となっていることは問題である。
- ・いわゆる日本版フェア・ユースは、仮に導入しても、日本の企業文化を考えると実際に活用されることは少ないのではないか。米国でもフェア・ユースの抗弁は最終手段であり、頻繁に主張すべきものではない。
- ・上記は否定しないが、フェア・ユースという基準があるということで判断材料の一つとすることができるので、制定の意義はあるように思う。

以上